

静岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第10号

静岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

静岡県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年静岡県条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項の規定に基づき、静岡県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>静岡県一般会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。<u>以下「法」という。</u>）第81条の2第1項の規定に基づき、静岡県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>静岡県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(処分)</u></p> <p>第6条 基金は、<u>法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金の貸付け、同項第2号に掲げる事業に係る交付金の交付及び同条第2項の規定による取崩しを行う場合</u>に限り、処分することができる。</p> <p><u>(特別の事情)</u></p> <p>第7条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第17条第1項の条例で定める<u>特別の事情は、次に掲げる事情であって、多数の国民健康保険の被保険者の生活を著しく窮迫させるものとする。</u></p> <p>(1) <u>災害</u></p> <p>(2) <u>地域経済に影響を及ぼす企業の倒産</u></p> <p>(3) <u>地域の主要な生産物の価格の低下</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、知事が認め</u></p>

<p>(委任)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 <u>平成30年3月31日までの間は、第1条の規定中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項」とする。</u></p>	<p>る事情</p> <p><u>(拠出金)</u></p> <p>第8条 <u>算定政令第22条第1項の財政安定化基金拠出金は、算定政令第17条第1項の規定による基金事業交付金の交付を受けた市町から徴収するものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 <u>基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第6条に規定する場合のほか、法附則第25条に規定する資金の交付に必要な費用に充てる場合には、処分することができる。</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。